

建設工事請負契約における契約保証の取扱いについて

建設工事請負契約における契約保証については、契約の履行を確保することを目的として「銚子市契約規則第 27 条（契約保証金）」及び「建設工事請負契約書第 4 条（契約の保証）」に規定しているところですが、銚子市では次のとおり取り扱っています。

1 対象工事等

- (1) 建設工事請負契約における契約保証は、工事請負額 500 万円以上のすべての建設工事請負契約を対象とする。（対象工事の工事請負額 500 万円以上は消費税相当額を含む額であり、入札書等への消費税相当額を除いた記載額は 4,629,630 円以上となることに留意すること。）
- (2) 入札参加者に対しては、落札者は請負代金額の 10 分の 1 以上の契約保証金が必要となるが請負代金額 500 万円未満の場合は免除する旨、公告等に明記して周知する。
- (3) 対象工事の契約締結に当たっては、契約の保証が付されていることを確認したうえで契約を締結するものとし、対象工事の落札者に対して入札直後に「契約の保証に関する指示書」を交付する。

2 実施時期

平成 26 年 4 月 1 日以降に契約する建設工事請負契約について適用する。